

第1章 名称及び事務所

第1条 大阪府軟式野球連盟浪速支部及び浪速区軟式野球協会と称し、事務所を〒556-0025 大阪市浪区浪速東3-12-3-43号に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本支部はアマチュアスポーツとして、正しい軟式野球を地域全般に普及し、その健全な発展を図ると共に会員相互の親睦と地域の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 浪速区軟式野球大会の主催及び後援。
- ② 軟式野球の普及発展技術向上に関する指導研究。
- ③ 全日本軟式野球連盟、大阪府軟式野球連盟の主催する大会への参加。
- ④ その他本支部の目的達成に必要な事項。

第3章 会員

第4条 会員は正会員①②、特別会員及び役員とする。役員に関しては第4章に規定する。

第5条 ① 正会員①は浪速区内に事務所（会社）チーム、居住または勤務するクラブチーム。

② 正会員②は浪速区以外のチーム（会員2名の推薦、審査部での審議承認が必要）。

③ 特別会員とは正会員のうちより技術、品位、共に優秀なチームであって理事会で資格審査のうえ承認されたチームとする。特別会員は支部直属チームとする。

第6条 正会員となるチームは所定の登録申込書及び会費を提出し登録を完了することで資格を取得する。

① 登録を完了したチームは大阪府軟式野球連盟、同浪速支部、浪速区軟式野球協会に登録されます。

第7条 登録に関する細則は別にこれを定める。

第8条 正会員たる資格は前条の細則に合致しないときは失格するが、次の事項に該当するときも資格を失う。

- ① 自ら脱退の意思を表明した時
- ② 除名その他の処分を受け、不適格となった時

第4章 役員

第9条 本支部は下記の役員を置く。

支部長1名、副支部長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、監事2名、理事若干名、

第10条 支部長、副支部長は理事会で推挙し、選手総会で承認を得る。

支部長は本支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し支部長の事故ある時はこれを代行する。

第11条 理事長及び副理事長は理事会で推挙する。理事長は本支部の会務を執行・掌握する。

緊急を要する事項で理事会に諮る暇のないときは、これを執行することができる。副理事長は理事長を補佐し理事長が事故ある時はこれを代行する。

第12条 理事は理事長を補佐し、各般事業の企画を計る。

第13条 幹事は本支部の収支を監査する。

第14条 支部長は必要に応じ顧問、参与を委嘱することができる。

第15条 役員の任期は2年とする。但し重任、再任を妨げない。役員の任期が満了しても後任者が就任するまでのその職務を行う。

第5章 会議

第16条 本支部の会議は選手総会及び理事会とする。

第17条 選手総会は年度初めに召集する。理事会は少なくとも年1回召集する。但し支部長が必要と

認めたとき、又は理事の半数以上が要求したときは、理事会を招集する事ができる。理事会は理事長が議長となる。

第18条 選手総会及び理事会は過半数の出席を得て会の成立とする。

第19条 理事会は次の事項を決議する。

- ① 事業計画案並びに予算決議審議
- ② 役員の選出
- ③ 支部規約の改正
- ④ その他の重要な事項

第20条 理事会は出席者の過半数を以って決し可否同数の場合は議長が之を決する。

第6章 会計

第21条 本支部の経費は次にあげる物で支弁する。

- ① 会費
- ② 事業収入
- ③ 寄付金
- ④ その他の収入

第22条 会費とは特別会員及び正会員の納入する所定の金額をいう。事業収入は各大会の参加金をいう。その他の収入はすべて本支部の目的に反しない収入をいう。

第23条 本支部の会計年度は毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。会計年度末の過不足金は次年度に繰越すものとする。

第24条 会計報告は12月に開催される選手総会にて行う。

第7章 専門部

第25条 本支部の運営は事務所及び専門部により実施する。専門部は審判部、総務部、審査部、企画部、渉外部、会計部とする。

第26条 審判部は各大会の審判及び技術向上に関する一切を担当する。総務部は日常の業務にして他部に属せざる事項を統括する。審査部は会員の資格その他重要な疑義を審査査定にあたる。企画部は各大会その他の事業の企画にあたる。渉外部は対外関係先の連絡事項にあたる。会計部は日常の金銭の管理、決算及び予算編成にあたる。事務局は各専門部のまとめにあたる。

第27条 専門部の長は支部長が常任理事、その他の適任者に委嘱する。但し審判部長は理事会で選任する。

第8章 登録 規律 制裁

第28条 新規で正会員になる為の準備として支部登録申請書（用紙は自由）と、支部会員2名（正会員の場合は別々チーム）の連名・捺印の推薦状を添付して申請をする。その後、審査部が審査し支部長が可否を申請チームに報告する。

第29条 会員チームの二重登録は許されない。

第30条 会員チーム及び構成員は、本規則ならびに細則に違反することができない。

第31条 会員及び構成員は情状により除名並びに出場停止その他の処分を受ける。この処分は支部長及び審判部が行う。

第32条 本支部の表彰及びその他に関しては理事会において適宜に行う事ができる。

第9条 付則

第33条 本規約は平成21年1月1日より実施する。

付則規定及び細則

- 第1項 本支部は全日本軟式野球連盟大阪府支部及び大阪府軟式野球連盟に加盟する。
- 第2項 本支部の公認する大会とは、大阪府軟式野球連盟主催の各種大会及び全日本大会大阪府予選会並びに本支部が主催する各種大会その他臨時に本支部が後援した大会をいう。
- 第3項 大阪府軟式野球連盟主催の各種大会及び大阪府予選会への推薦出場チームの選択は、原則として支部大会を開催し、試合内容・成績・姿勢・品格を重視して支部長が推挙したチームを支部代表チームとする。
- 第4項 選手登録は年度内変更をしない事を原則とするが、
① 各年度初めに登録したときに即日有効とする。
② 年度途中の新規追加・末梢・背番号変更届け（用紙は自由）等は当該チームの試合日7日前に必ず大会本部に書面で提出、許可を得ること。
- 第5項 チームの解散及びその他の理由にて異動登録の必要が生じた場合は、支部長及び審査部へ理由書を添付し資格審査の申請ができる。
- 第6項 本支部の会員に、職業選手及び大学・高校の学生選手（大学2部・定時制高校を含む）のものは登録することができない。
- 第7項 大会中不正チームがあったとき。
① 試合中は相手を勝ちとし、不正チームを失格せしめる。
② 試合後は次の相手方を勝ちとし、不正チームは失格せしめる。
③ 決勝戦終了後に発見された場合、準優勝チームを優勝チームとする。
但し上記は相手チームの申し出により審査部が判定する。審査部は支部の規律保持の為、必要と認めたときは上記の申し出がない場合でも判定する事ができる。
- 第8項 この附属規定及び細則に定めのない事項については、大阪府軟式野球連盟の規約及び規定に準ずる。
- 第9項 本支部大会に関する細部事項については大会規定にて別にこれを定める。

大会規定及び大会に関する取り決め事項

大会本部 TEL 06-6562-9838

- 1 支部主催大会への参加申し込みは大会事項の申し込み締切日までに参加金を大会本部指定場所で納付しなければならない。申し込み締切日以降の申し込みは理由の如何を問わず受け付けない。尚、納入された参加金は返金できない。
- 2 抽選会兼主将会議に無断欠席したチームは棄権とみなすと共に参加金は返金しない。欠席届（抽抽委任状）を支部本部に提出しても次回大会の参加、来季の登録を認めない事がある。
- 3 A・B級、C級の入れ替えは、C級からA・B級の昇格は支部主催大会の決勝戦に進出した全てのチーム、C級への降格は年間の成績を参考にして審査部が決定する。
- 4 登録選手の背番号は0番より30番とし、監督は30番、主将は10番とする。登録人数は31名まで認める。但し当日試合出場可能人数は20名までとする。
- 5 準決勝、決勝戦を棄権したチームは来季の登録は認めない。
- 6 日程調整は1ヶ月前までに、月1回のみ支部本部に書面にて提出すれば認められる。
- 7 チームの代表者は試合開始40分前には到着して大会本部にグランド代（ボール代含む）を持参して打順表（4部複写）と引き替え、選手が揃い次第速やかに3部提出すること。チームは30分前には全員試合会場に到着し準備をしておくこと。
① 打順表の選手名はフルネームで記入すること。
② 打順表の控え選手欄には当日出場予定選手の氏名、背番号を記入すること。なお、記入漏れの選手も支部選手台帳に記載されていれば出場できる。
③ 監督、主将が試合の当日欠席する場合、試合前に代理する者の氏名、背番号を当該審判員に通告するとともに打順表にもその旨記入し、了承を得ておくこと。

- 8 前の試合が早く終了した場合は、予定時刻を繰り上げて試合を開始することができる。
- 9 試合開始予定時刻はあくまでも予定であり、球場の使用許可時間、グラウンド状態等で早く開始することがあるので、大会本部の指示に従い、攻守の決定、その他すべて完了していること。決定された時間に選手9名が揃わない場合は、棄権とみなす。
- 10 大会当日の試合中止決定は原則として第1試合開始予定時刻の1時間前とする。第2試合目からは1時間30分前とする。状況をみて試合を行う場合があるのでチーム代表者は必ず大会本部に連絡確認すること。
- 11 試合球はJ S B B公認のナイガイボールA号を使用する。（大会本部で用意する）
- 12 金属バット、選手の装具はJ S B B公認のマーク付きのものに限る。木・竹製バットには公認制度はなく、野球規則の範囲内で使用可能である。
- 13 試合は7イニング制とする。
- 14 試合成立は5回終了とする。5回以後に打ち切られた場合の勝敗は均等回までとする。
- 15 得点差によるコールドゲームを採用する。3回以降10点、5回以降7点差とする。
- 16 試合時間制限を採用する。準決勝までは1時間25分、決勝戦は1時間40分とする。時間経過後は新しいイニングに入らない。（後攻チームがリードで攻撃中に時間切れの場合はただちに終了となる。）
- 17 7回終了時に同点で残り時間がある場合は、時間切れまで通常の延長戦を行う。
- 18 試合が終了して、同点だった場合
 - ① 準決勝までは、選手9名による抽選で勝者を決める。試合終了時の最終メンバーの守備位置順で先行チームより抽選札を引く。
 - ② 決勝戦は、特別延長戦（継続打順、無死満塁）を採用して勝敗を決める。但し悪天や日没等で特別延長戦が出来ない場合は抽選で勝者を決める。
- 19 ユニフォーム（上着、ズボン、帽子、ヘルメット、ストッキング、ソックス、アンダーシャツ、スパイク、ベルト）などは、全体において品位を保つものでなくてはならない。
- 20 ユニフォームの見える部分は、全員同色、同形であること。アンダーシャツの首、袖の長短は問わない。ユニフォームズボンの裾の開いたものは認めない。
- 21 ユニフォームの左袖には、大阪、浪速の文字を必ず付けること。漢字、ローマ字どちらでもよい。
- 22 冬季のみ上着下のアンダーコート等の着用は認めるが光沢性のあるエナメル系統のものは不可とする。
- 23 1塁・3塁のベースコーチのグラウンドコートは両者色合いを合わせること。
- 24 選手はグラウンド内で練習する時はユニフォーム着用（帽子も着帽）、着衣を乱さない。
- 25 試合前のキャッチボールは、前のチームが試合中の時、1組のみファールグラウンド内に入る事を許す。但しユニフォーム着用者に限る。
- 26 試合前のキャッチボール・トスバッティング等は時間があれば、外野エリアに限り認める。
- 27 試合の攻守交代は敏速に行い、無駄な時間を省くこと。
- 28 攻守交代の折、試合球を放り投げないで、投手板のところに置くか、近くの審判員に渡す。
- 29 相手チームは審判員に対する聞き苦しいヤジは厳禁する。グラウンド外での自チーム側応援者のヤジも、チームの責任とする。
- 30 ストライク、ボール、アウト、セーフ、フェア、ファール等、審判員の判定に対して、一切抗議することはできない。
- 31 抗議のできるものは監督または主将と、当該プレイヤー計2名までとする。
- 32 次打者席内にマスコットバットの持込みを許す。但し投球時は低い姿勢で待機すること。
- 33 場外に出たボールは攻撃側チームが、すみやかに回収し球審に戻すこと。
- 34 大会に止むを得ず棄権する場合は、必ず事前に連絡すること。（次回大会への参加案内を通知しません。審査部で審査します。）
- 35 球場周辺の居住者、利用者に迷惑をかけるような行為を一切禁じる。道路上（ランニングゾーン）でのキャッチボール、素振り、野球道具の放置等迷惑をかけない。
- 36 グラウンドで起こった負傷については、主催者は応急手当をする以外は一切その責任をもたない。又如何なる事故が発生した場合も当事者間に於いて解決し、当支部は連盟加入保険の適用以外責任は負わない。
- 37 抽選会兼主将会議、もしくは試合前に説明されたことや決められたことは、必ずチーム全員に周知徹底すること。
- 38 以上の諸規定以外に関する事項については、公認野球規則、アマチュア野球内規、全日本軟式野球連盟競技者必携、大阪府軟連要覧を準用する。

